

政令第三百二十七号

放送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第七百七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。
放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「以下この条」を「第四号及び次項」に、「ロ」又は「を」に、「」に、「」に対し「を」又は認定放送持株会社に対し」に改め、同項第三号中「二に」を「へに」に、「、イに」を「イに」に改め、「事項を」の下に「除き、特定地上基幹放送事業者にあつてはハ及びニに掲げる事項を」を加え、ニをへとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

- ハ 法第九十三条第一項第七号イからハマまでに掲げる者がその特定役員でないことの確認に関する事項
- ニ 法第九十三条第一項第七号イからハマまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者（衛星基幹放送又は移動受信地上基幹放送を行う基幹放送事業者にあつては、同号イからハマまでに掲げる者）がその議決権に占める割合に関する事項

第八条第一項第四号ホ中「前号ニ」を「前号へ」に改め、同項に次の一号を加える。

八 認定放送持株会社 法第百五十九条第二項第五号イ(1)又は(2)に掲げる者がその特定役員でないことの
確認に関する事項及び同号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者がその議決権に占める割
合に関する事項

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

放送に係る外資規制の実効性を確保するため、総務大臣が、認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社に対し、外国人等がその議決権に占める割合に関する事項等について資料の提出を求めることができることとする必要があるからである。